

▼ここがポイント！

環境変化を踏まえた運転資金の融資提案

図表1 金融機関が納税資金として考える金額

①中間納税を行っていない場合

損益計算書上の「法人税等」(法人税・法人住民税(都道府県民税・市町村民税)および法人事業税)

②中間納税を行っている場合

貸借対照表上の「未払法人税等」

(出所) 筆者作成

消費税が含まれる場合 特に注意が必要

関連の投資が行われている場合、経営者にヒアリングすることは必須といえる。

取引先から納税資金を運転資金として申し込まれた場合、「なぜ資金が不足しているのか」を明確にすることが最も重要だ。

通常、法人税や法人住民税は、税引前利益が黒字であることから発生する税金である

注意点2 納税資金の申込み

り、本来ならば納税資金も利益から確保されているはずだ。それにもかかわらず融資が必要な場合、資金繰り状況をチェックする必要がある。

資金繰り表を確認して、帳簿上は黒字でも入金にズレが生じて未回収であるケースなどが、特定の売掛先の入金遅延が原因となっていないかななどを把握することが重要だ。

入金遅延による資金不足の状況についてどれくらい把握しているかをチェックしておきたい。また、督促の状況や

常の事業サイクルでは想定

にない、一時的・臨時的な資のものであり、本来は現預金として確保されなければならぬ。

その消費税を納税資金として借り入れたいと申し出る企業は、結果的に預り金である消費税を使い込んでいると言わざるを得ない。

資金繰りが厳しい状況で一時的に手を付けてしまう事例はあるものの、原則として消費税は会社の利益と異なる性質の資金であり、納税資金の範疇に含めてよいものではない。納税資金を運転資金として融資依頼される場合、これらの点を十分に踏まえ、慎重に取り扱う必要がある(図表1)。

注意点3 スポット資金

金融機関が納税資金として考える金額

①中間納税を行っていない場合

損益計算書上の「法人税等」(法人税・法人住民税(都道府県民税・市町村民税)および法人事業税)

②中間納税を行っている場合

貸借対照表上の「未払法人税等」

金に含まれるケースだ。消費

運転資金金融資は取り組みやすい半面、安易に考えると目的外の資金使途への流用や回収不能を招く。ここでは、担当者が取扱い上留意すべきポイントを解説する。

宮本建一 マネーライター

運転資金融資の注意点



運転資金融資の実行時に起こりやすいNG事例を六つ挙げ、取扱いの留意点を解説する。

注意点1 設備資金の返済への流用

決算書の確認に加え現地調査も必須

と資金支払いの整合性と固定資産やリース債務残高

実際に運転資金が設備資金に流用されているかどうか

は、決算書や試算表などの資料だけでは判断できないケースもある。その場合、現場訪問で確認できることも少なく

動きがあれば、資金の流用が疑われる。

具体的には、新しい機械や車両が導入されたり、店舗の内装がリニューアルされたりするケースである。

運転資金の融資実行後に設備

運転資金として借り入れた資金が、実際には設備資金の返済に流用されていないかどうかを確認することは、金融機関にとって非常に重要だ。

設備資金は本来、耐用年数に応じて長期返済が前提となる性質の資金である。証券貸付で資金調達を行い、運転資金

設備資金返済への流用を見抜くために確認すべきポイントは、以下のとおりだ。

①通帳の入出金明細等の確認

運転資金実行後の時期に、設備関連業者やリース会社、他行庫への不自然な支払いが

設備資金返済への流用を見抜くために確認すべきポイントは、以下のとおりだ。

②固定資産やリース債務残高

本来、運転資金の借入れにより短期借入金は増加するが、設備資金などの長期借入金やリース債務は減少する。

それにもかかわらず、書類上は設備投資の動きがない一方で、設備関連の支払いだけが増えている場合、運転資金による流用の可能性が高まる。

具体的には、新しい機械や車両が導入されたり、店舗の内装がリニューアルされたりするケースである。

運転資金の融資実行後に設備

金とは区別されるべきものだ。したがって、運転資金が設備資金に流用されている場合、借入金の性質および返済額が急増しているといった計画の整合性がとれなくなり、将来的に資金繰り悪化を引き起こす恐れがある。